

地方拠点強化税制について



■地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(施設整備計画)の認定(令和6年3月31日まで)

◆地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成 ※着工等、賃貸契約締結前に認定を受けます。

拡充型事業

道の地域再生計画の地方活力向上地域等(拡充型事業の対象地域(P9に用語解説))において、東京23区以外の道外から、又は道内企業が道内の対象地域において本社機能・研究所又は研修所(特定業務施設(P10に用語解説))を拡充して整備する事業

移転型事業

道の地域再生計画の地方活力向上地域等(P9に用語解説)において、東京23区から道内に移転して本社機能・研究所又は研究所(特定業務施設(P10に用語解説))を整備する事業

【主な認定要件等】

- ①集中地域(P9に用語解説)以外の地域に有する全事業所のうち、施設整備計画に起因して従業員数が増減する全事業所(整備する特定業務施設及び特定業務施設に移転する業務部門が計画申請時に所在していた事務所)において特定業務(P10に用語解説)に従事する従業員数(移転等が行われる業務部門以外の特定業務に従事する従業員も含む。)が5人(中小企業者(P9に用語解説)2人)以上増加することが見込まれること。
- ②特定業務施設において特定業務に従事する常時雇用(P10に用語解説)される従業員数が5人(中小企業者2人)以上であること。
- ③特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常用雇用される従業員数が5人(中小企業者2人)以上であること。(移転型事業は①過半数が東京23区からの転勤者であること。又は②初年度に増加させる従業員の過半数、かつ、計画期間を通じて増加させる従業員の1/4以上が東京23区からの転勤者であること。(東京23区における従業員の減少人数等を上限として、特定業務施設での新規雇用者を東京23区からの転勤者に含めることができる。))
- ④移転型事業は、集中地域以外の地域に有する全事業所のうち、施設整備計画に従って行う業務部門の移転に起因して、閉鎖又は縮小が行われる事業所において特定業務に従事する従業員の人員整理及び通常の人事異動の範囲を超えた配置転換が行われるものではないこと。ただし、閉鎖等が行われる事業所の地域の活力を失わせることがない場合は除く。

■雇用促進税制 ※施設整備計画の認定日(1年目)又は事業年度開始日(2年目以降)から2ヶ月以内に本店・本社を管轄するハローワークへ雇用促進計画を提出します。

【主な認定要件等】

- ・適用年度中の特定業務施設の雇用増加数(有期又はパートの新規雇用者を除く)が2名以上
- ・適用年度及びその前事業年度中に事業者都合による離職者がいないこと

【対象となる従業員】

- ・地方で新たに雇用、または地方に転勤した従業員(※正規雇用)
※原則として、企業全体で増加した従業員が上限

移転型

<法人税(所得税)の税額控除>

- ・初年度の税額控除 →雇用者増加数1人あたり**最大90万円** ※ 転勤者の場合は一人あたり80万円(50万円+上乗せ分40万円※)
※ 特定業務施設の所在地が近畿圏及び中部圏の中心部である場合は30万円
- ・3年間の適用期間における税額控除 →1人当たり**最大170万円**
このうち、上乗せ分の最大120万円(40万円×3年分)はオフィス減税と併用可能

拡充型

- ・初年度の税額控除 →雇用者増加数1人あたり**最大30万円** ※ 転勤者の場合は一人当たり最大20万円

※注 中小企業とは、資本金1億円以下のは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人(個人事業主の場合は、常時使用する従業員が1000人以下の個人)のいずれかを指す。(租税特別措置法第42の4および同法施行令)

<雇用促進税制>

■ オフィス減税

※特定業務施設を取得(認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日までに取得)し、事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告を行います。

【適用対象】

特定業務施設の建物、建物附属設備、構築物 ※建物の取得を伴わないものについては対象外

【取得価額要件】

2,000万円(中小事業者1,000万円)以上

建物等の取得価額に対し

拡充型:特別償却15% 又は 税額控除4%

移転型:特別償却25% 又は 税額控除7%

※法人税(法人)又は所得税(個人事業者)

※限度額は、税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%

●中小企業者とは、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の第4項に規定する中小企業者、同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人をいいます。

■ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証

【対象事業者】

- ・信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの(限度額を超えたもの)
- ・企業規模による制約はありません。(中小・中堅～大企業まで利用可能)

【保証限度額】 15億円

【保証割合】 借入及び社債の元本の30%

【保証期間】 10年以内

【保証料】 年0.3%(無担保扱いの場合は0.4%)・1年毎前払い

【資金用途】 設備資金(認定計画で認められた用途)、土地取得に係る資金

【形式】 借入又は社債

【担保】 原則として必要(補償金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)

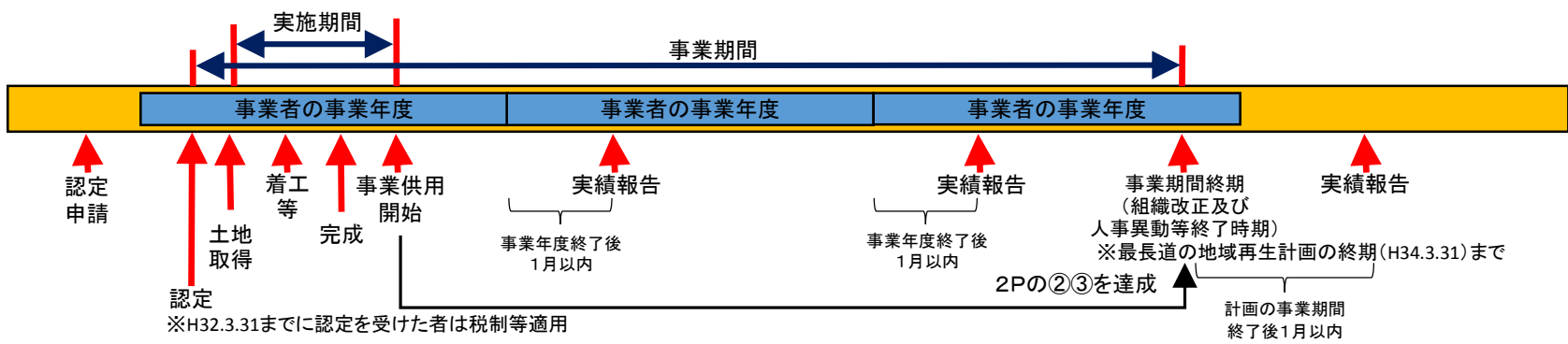
【保証人】 原則として代表者の個人保証が必要
貸付金融機関が求めている場合は免除可能

■道税の課税について ※施設整備計画の認定日から2年を経過する日までの間に特定業務施設を新設又は増設し、申告を行います。

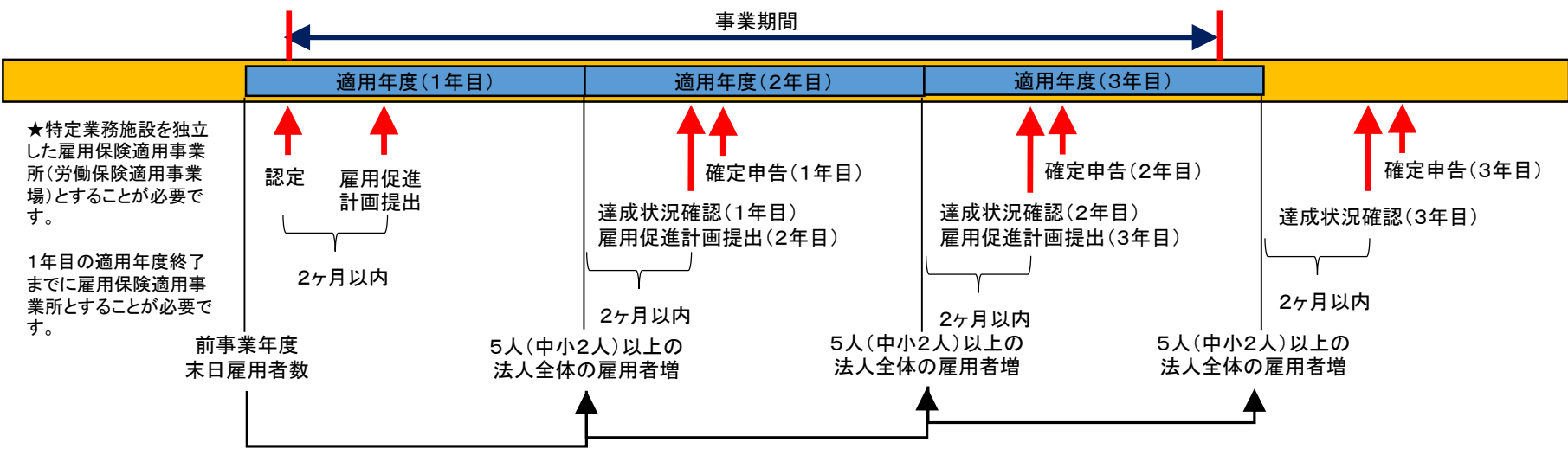
区分	【拡充型事業】	【移転型事業】
事業税	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 0; right: 0; bottom: 0; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></div> </div>	<p>不均一課税 (税率に乗じる割合) 第1年度 1/2 第2年度 3/4 第3年度 7/8</p>
不動産取得税		<p>不均一課税 (税率に乗じる割合) 1/10</p>
固定資産税	<p>不均一課税 (税率に乗じる割合) 第1年度 1/10 第2年度 1/3 第3年度 2/3</p>	<p>第1年度 課税免除 第2年度 不均一課税 (税率に乗じる割合) 1/4 第3年度 不均一課税 (税率に乗じる割合) 2/4</p>

※土地は取得から1年以内に建物の建設に着手した場合に限る。

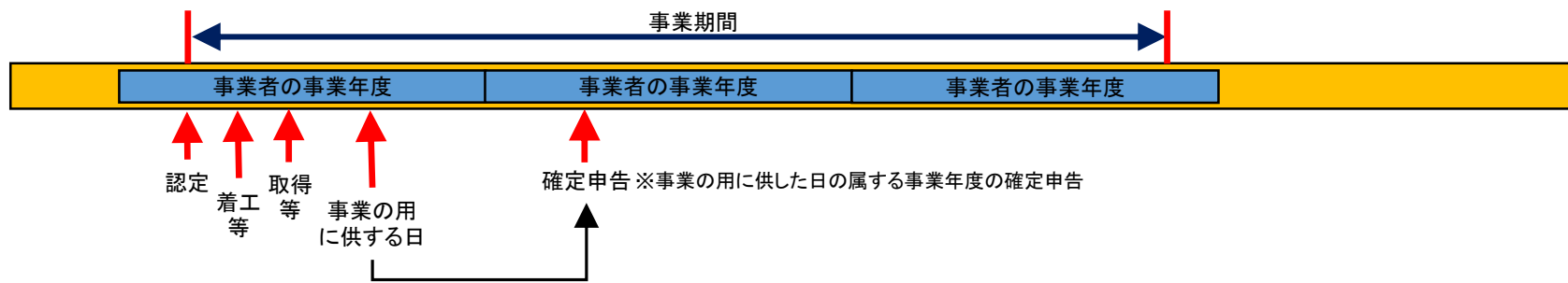
◆地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定の流れ※事業者の施設整備計画の内容により異なります。



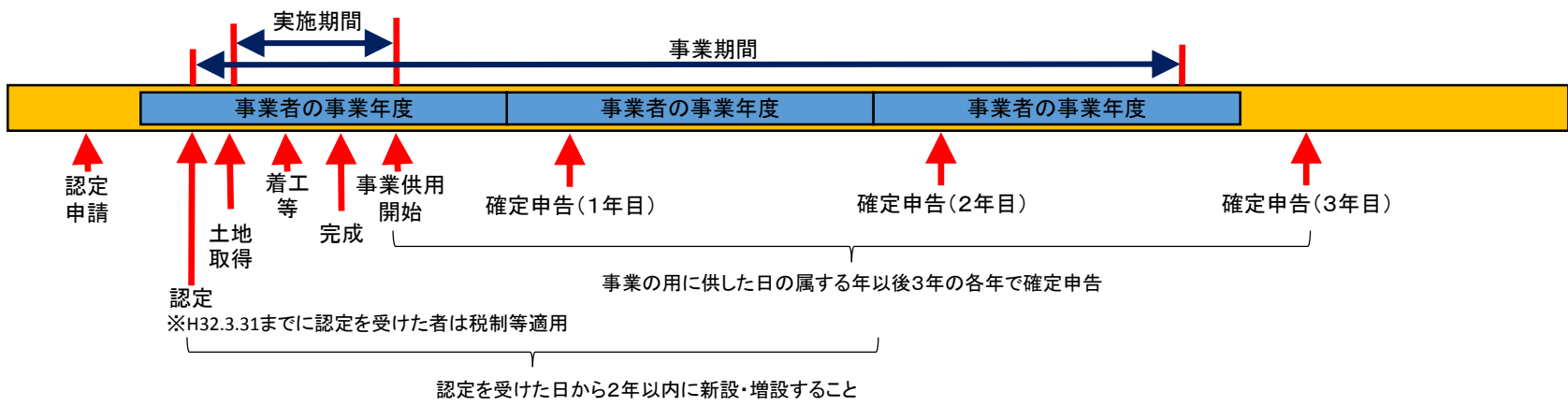
◆雇用促進税制活用の流れ ※事業者の施設整備計画の内容により異なります。



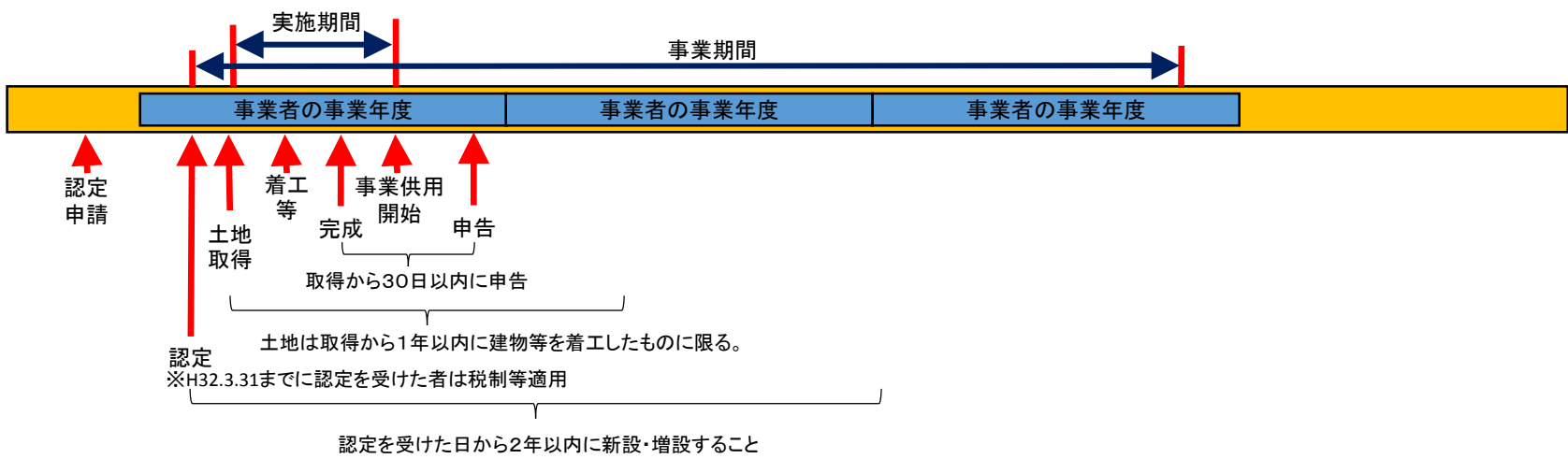
◆オフィス減税の特例措置活用の流れ ※事業者の施設整備計画の内容により異なります。



◆事業税の不均一課税の流れ ※事業者の施設整備計画の内容により異なります。



◆不動産取得税の免除の流れ ※事業者の施設整備計画の内容により異なります。



<用語の解説>

■「地域再生計画の地方活力向上地域(移転型事業の対象地域)」とは
全道179市町村の一部区域

■「拡充型事業の対象地域」とは

美唄市、芦別市、滝川市、砂川市、深川市、奈井江町、札幌市、小樽市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、南幌町、当別町、室蘭市、白老町、函館市、北斗市、七飯町、旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町、下川町、北見市、網走市、帯広市、音更町、芽室町、幕別町、釧路市、白糠町の一部区域

■「集中地域」とは

東京23区、武蔵野市、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、宮代町、白岡町、杉戸町、松伏町、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、流山市、行田市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、愛川町、竜ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、五霞町、境町、利根町、大阪市の全域

飯能市、東大阪市、熊谷市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、神戸市、京都市、守口市、堺市、尼崎市、西宮市、芦屋市、名古屋市の一部区域

■「中小企業者」とは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に定義する中小企業者をいいます。

- ①資本金又は出資額が3億円以下、常時雇用従業員数が300人以下の法人及び個人(製造業、建設業、運輸業等)
- ②資本金又は出資額が1億円以下、常時雇用従業員数が100人以下の法人及び個人(卸売業)
- ③資本金又は出資額が5千万円以下、常時雇用従業員数が100人以下の法人及び個人(サービス業)
- ④資本金又は出資額が5千万円以下、常時雇用従業員数が50人以下の法人及び個人(小売業)
- ⑤資本金又は出資額が業種ごとに政令で定める金額以下、常時雇用従業員数が業種ごとに政令で定める数以下の法人及び個人(政令で定める業種)
- ⑥企業組合、協業組合
- ⑦事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別法律により設立された組合及び連合会で政令で定めるもの

■「特定業務施設」とは

特定業務施設	特定業務		
	部門	具体例	詳細説明
事務所			原則として、全社的な業務を行うもの又は各地域における支部などが複数事業所に対し行うもの
	調査・企画部門	企画・調査・経営戦略部門 等	事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門
	情報処理部門	電算処理・システム部門 等	自社のための社内業務としてシステム開発・プログラム作成等を専門的に行っている部門(商業に関するものは対象外)
	研究開発部門	製品開発・術開発部門 等	基礎研究、応用研究、開発研究(設計、デザインを含む新製品の試作等)を行っている部門(研究所の統括業務も含む)
	国際事業部門	貿易・海外事業部門 等	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門
	その他管理業務部門	総務・法務・人事・監査および施設管理部門 等	総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門
研究所			事業者による研究開発において重要な役割を担うもの
研修所			事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

※業種の制約はありませんが、生産や販売等の部門のために使用されるものは含みません。

■「常時雇用」とは

雇用契約の形式の如何を問わず、事実上の契約期間の定めなく雇用されている場合をいいます。

具体的には、

- (ア) 期間の定めなく雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合
 - (イ) 一定の期間を定めて雇用されている場合であって、その雇用期間が反復更新されて事実上(ア)と同等と認められる場合
 - (ウ) 日々雇用される場合であって、雇用契約が日々更新されて事実上(ア)と同等と認められる場合
- が挙げられます。

パートタイム労働者であってもこのような雇用条件下にある場合には常時雇用者として取り扱います。

<施設整備計画の認定申請に必要な添付書類>

1 提出及び認定時期

- (1)建物を新設、増設しようとする場合 ～ 着工前(用途変更使用とする場合は着手前)
- (2)賃貸による場合 ～ 賃貸契約締結前

2 提出書類

- (1)地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書
- (2)地方活力向上地域等特定業務施設整備計画
- (3)定款及び登記事項証明書
- (4)申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録
- (5)常用雇用する従業員の数を証する書類～施設整備計画に起因して従業員数が増減する全事業所の賃金台帳、雇用者名簿等のいずれか
- (6)特定業務施設の図面、外観イメージを表す書類等
- (7)その他参考となる事項を記載した書類

例 新旧組織図、特定業務施設の整備に係る稟議書等

提出先・問合せ先

■ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定について

<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/tihoukyotennkyoukazeisei.htm>>

北海道経済部産業振興局産業振興課立地支援グループ

TEL011-204-5328

■ 道税の不均一課税について

施設を整備した地域を管轄する道税事務所又は総合振興局・振興局の課税課若しくは課税係
総合振興局等一覧<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/map/ichiran.htm>>

■ 内閣府～地方活力向上地域特定業務施設整備計画の運用に関するガイドライン

本社機能の強化を行う事業者に対する特例Q&Aなどについて

<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>>

経済産業省地域企業高度化推進課～地方拠点強化税制について

TEL03-3501-0645

■ 雇用促進税制について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/roudoseisaku/koyousokushinzei.html>

- ・雇用促進計画の提出に関すること。
本店・本社を管轄するハローワーク
- ・雇用保険適用事業書設置届に関すること。
特定業務施設を整備する場所を管轄するハローワーク
- ・労働保険適用事業場となるための手続きに関すること。
最寄りの労働基準監督署

■ 雇用促進税制・オフィス減税の申告について

最寄りの税務署

■ 中小機構による債務保証業務について

<<http://www.smrj.go.jp/sme/funding/guarantee/index.html>>

独立行政法人中小企業基盤整備機構

TEL03-5470-1575